

ファンド設立趣意書への主な記載内容 ＜中小企業の人手不足問題解決支援ファンド＞

□以下の1～4の項目についてまとめた電子データを設立趣意書として提出すること。電子データのフォーマットは問わない(PowerPoint、PDF、Word 等)。なお二次審査におけるプレゼンテーションは提出された設立趣意書にて行う。

1 運営会社の状況

- (1) 会社の業歴
- (2) 経営者・役員の履歴
- (3) 会社の強み、競争優位性
- (4) 組織体制
- (5) 過去3期の決算状況(売上・利益・自己資本 等)と今期の収支見込み
- (6) 過去3期の事業セグメント別の売上と利益の状況、今後の見通し

2 提案ファンドの詳細

(1) 基本概要

- ① 概要(ファンド名称、ビークル形態、スキーム 等)
- ② ファンド規模(コミットメント想定額、想定最少額～最大額)※都出資想定分除く
- ③ LP 構成の状況(候補者の有無、候補者名、出資予定額、出資確度 等)
- ④ 投資内容(投資テーマ、投資対象 等)
- ⑤ 期間(存続期間、投資期間)

(2) 投資体制

- ① 投資委員会メンバー(議決権を持つ者)について(略歴、在籍年数、ファンドへのコミットメント額)
- ② マネージャー、各投資担当者・他メンバー について(略歴、在籍年数、投資実績、総就労時間に対する本事業へ従事する時間の割合)
- ③ チームの強み(競争優位性 等)
- ④ 体制安定化のための手法(メンバーのターンオーバー 等)

(3) 管理・レポーティング体制

- ① ミドル・バック各担当者について(略歴、専門分野 等)
※外部委託している場合は委託先の体制を含む
- ② コンプライアンス監視体制(内部体制、外部顧問弁護士との契約の有無等)

(4) 投資プロセス

- ① 投資戦略
- ② ソーシング・案件のスクリーニングの手法
- ③ ハンズオン支援の手法
- ④ 投資先のモニタリング手法
- ⑤ Exit 戦略

(5) 政策的意義

- ① 本事業が実施されることで、中小企業が抱える人材不足の問題解決にどう寄与できるか
- ② 本事業において想定する投資先企業及び人手不足問題の解決に資する技術やサービス
- ③ 投資テーマの達成度の確認方法
- ④ インパクトレポート(主な内容、作成体制、準拠する基準 等)
- ⑤ ESG 投資への取り組み

※なお、ここでの「ESG 投資」とは国際連合が立ち上げた PRI (Principles for Responsible Investment) が目指しているものを指す。

(6) ファンドに係る費用、報酬

- ① 管理報酬の料率
- ② その他の費用(設立費用、追加出資に伴う費用 等)
- ③ キャリード・インタレスト、ハードルレート等の料率、条件

(7) 本事業と他の社内事業(運営会社の関係会社が運営するファンドその他の関係会社の社内事業を含む。)との間における利益相反の発生リスクとその対策

3 都が求める要件への対応

- (1) 都が有限責任組合員として出資する際に求められる法的要件(第二種金融取引業、投資運用業等)の整備体制
- (2) 都内中小企業要件への対応(コミット可能な割合)
- (3) その他、募集要項に定める諸要件への対応

4 これまでのファンド運営実績(トラックレコード等)

※原則はクローズしたファンドの実績を記載

※運営会社に対象ファンドが無ければ、提案ファンドのマネージャーに付随するものでも可

(1) ファンド内容

- ① 概要(名称、形式、ファンドサイズ、LP 構成、投資件数 等)
- ② 投資内容(投資テーマ、投資対象 等)
- ③ 期間(存続期間、投資期間)

(2) 投資成果

- ① 投資倍率(ネット/グロス)
- ② IRR(ネット/グロス)
- ③ DPI(実現倍率)

※DPI=分配金累計金額/Paid In Capital

(3) ハンズオン支援の具体的内容

(別紙3)

**令和7年度
中小企業の人手不足問題解決支援ファンド
無限責任組合員募集における主な要件**

第1 基本概要

- 1 都は、主に中小企業の人手不足問題の解決に資する技術やサービスを有するベンチャー企業の支援を投資目的として、ファンドの有限責任組合員(LP)として出資する。
- 2 都の出資するファンドは、新規に設立するファンドもしくは既に設立されたファンド、又は既存ファンドと共同投資を行う目的で新規に設立するパラレルファンドを基本とする。
- 3 ファンドの法的形式は、投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)に基づく投資事業有限責任組合とする。
- 4 無限責任組合員は、ファンドを設立するに当たって、都が有限責任組合員として出資する際に必要な法的要件(第二種金融商品取引業、投資運用業等)を備えているものとする。(なお、都は適格機関投資家ではない点に留意すること。)
- 5 無限責任組合員は、投資先企業を通じた中小企業の人手不足問題解決に向けた取り組みや実績等についてインパクトレポートを作成し、年1回程度報告することとする。

第2 都の出資額

都の出資額は、民間資金等(※注)を含むファンドの出資約束金額の総額の2分の1までとし、20億円を最大とする。

(※注) 民間及び都以外の公的機関の出資約束金額

第3 投資対象

ファンドは、ファンドの第4事業年度末以降の毎事業年度末時点において、東京都内中小企業(注1及び注2に該当する企業)に対する投資金額の合計額が投資総額の70%以上となるように投資しなければならない。なお、ファンドの投資先企業が東京都内中小企業に該当するかについては、当該投資先企業に対する初回投資の時点において判断する。また、ファンドは、都が主に中小企業の人手不足問題の解決に資する技術やサービスを有するベンチャー企業の支援を目的としてファンドに出資を行うことを踏まえて、かかる投資目的に資するよう投資対象の選定を行うものとする。

(注1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年度法律第147号、その後の改正を含む。)第2条第1項各号に定義される中小企業であり、具体的には以下①から⑦のいずれかに該当するもの(以下「中小企業」という。)

- ① 卸売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
- ② サービス業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。ただし、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人、旅館業を主たる事業として営む者については資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

- ③ 小売業を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
- ④ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（上記①から③までに掲げる業種を除く。）を主たる事業として営む者にあつては、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。ただし、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）を主たる事業として営む者については、資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
- ⑤ 企業組合
- ⑥ 協業組合
- ⑦ 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号、その後の改正を含む。）第1条第2項で定める組合及び連合会

（注2）東京都内に事業所を置く中小企業

第4 出資金の払込方法・管理方法・分配方法

- 1 出資約束金額を確定した上での「一括払い」又は「キャピタルコールを含む分割払い」の方式であること。
- 2 都の出資金は、「一括払い」方式を原則とする。
- 3 無限責任組合員は、都がファンド出資に当たって、出資約束金額以外の形式での費用・手数料等（設立費用、管理報酬、追加出資における経過利息等）の支払いには一切応じられない点に留意すること。
- 4 「一括払い」方式によって払い込まれた都の出資金については、「組合口座」とは別に「東京都専用プール口座」を開設し、キャピタルコールに応じて「組合口座」への振替送金とすること。
- 5 「東京都専用プール口座」を含む出資金用の口座を適切に管理し、プール口座の入出金等については、その詳細を四半期ベースで都に報告すること。
- 6 ファンドは、都に分配した分配金の返還を求めないものとする。ファンドのポートフォリオ投資の処分に際して負担する補償債務等の支払のために、有限責任組合員に分配金の返還を求める場合には、都へ分配されるべき財産について、当該返還のために適切なりザーブ又はエスクロー口座等を設定すること。

第5 都の関与

- 1 都は、オブザーバーとしてファンドの投資委員会に出席できるものとする。
- 2 都は、定期的に外部専門家を活用しながら、投資先企業の経営状況やファンドの運営状況の把握を行うなどのモニタリングを実施し、無限責任組合員との意見交換を行うことができるものとする。
- 3 都は、無限責任組合員の財務内容等の経営状況やコンプライアンス態勢について必要に応じ、報告を求めることができるものとする。

第6 報告義務

- 1 無限責任組合員は、投資先企業の人手不足問題解決に向けた取り組みや実績等を記載したインパクトレポートを定期的に作成の上、報告するものとする（詳細は、上記「第

- 1 基本概要」第5項を参照)。
- 2 無限責任組合員は、都に対し、ファンドの資産状況や投資先企業の概要等を記載した報告書を定期的に提出するものとする。
- 3 無限責任組合員は、有限責任組合員に対し、下記の事項に関し報告するとともに、有限責任組合員から要請があった場合には、投資活動に関する情報の開示を行うものとする。なお、(1)については投資実行の翌月末まで、(2)については発生後遅滞なく、(3)(4)については年1回程度、(5)については処分収入を得た翌月末までに報告を行うものとする。
 - (1) 投資実行した場合の投資先企業の概要、投資額等
 - (2) 投資先企業に発生した次に掲げる重要な事情の内容等
 - ① 投資時点で予定されていなかった、合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付、事業譲渡、事業の休止又は廃止、破産、会社更生又は民事再生の手續開始申立等
 - ② 上場承認
 - (3) 投資先企業の1年ごとの収支、雇用その他の経営状況
 - (4) 投資先企業に対するハンズオン支援の内容
 - (5) 売却・償還等による処分収入を得た場合の売却先、売却方法、投資先企業の概要、売却額等
- 4 無限責任組合員は、都に対して運用報告会を年2回程度実施する。

第7 都の実施するアンケート及び事例紹介への協力義務

無限責任組合員は、都が、投資先企業に対して行うアンケートの発送及び回収、並びに事例等の紹介について、合理的に可能な範囲で協力を行うものとする。

第8 その他

- 1 無限責任組合員において法令その他コンプライアンス遵守のための体制が整備されていること。
- 2 無限責任組合員は、都が都の定めた規則に従い会計処理を行うことに留意すること。
- 3 無限責任組合員は、都が、ファンド出資に際して法令、規則、公的機関による指導等を遵守する必要があることに留意すること。
- 4 都に対する組合財産の分配(清算人による分配を含む。)については、株式等の現物ではなく、金銭により行うこと。
- 5 ファンドが利息及び配当金を受領する際には、源泉徴収義務者に対し、都は非課税法人であることを通知し、適正な法人税法上の処理を行わせること。
- 6 都から検査・監査への協力を求められた場合、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。
- 7 都による、都及び東京都政策連携団体等が行う中小企業向け支援施策との連携について、合理的に可能な範囲において協力を行うこと。
- 8 無限責任組合員の組織内のみならず、投資先企業等の役職員に対するハラスメント防止に向けた取組を積極的に実施すること。

第9 反社会的勢力への対応

- 1 無限責任組合員のすべての役職員及びすべての組合員が、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当しないこと、かつ将来にわたっ

ても反社会的勢力に該当しないことを、表明し、保証すること。

- 2 上記1の表明保証又は誓約に違反があることが判明した場合には当該ファンドの組合員の除名事由に該当するものとするとともに、当該組合員が損害、損失等の補償義務を負うこと。
- 3 ファンドの投資対象から反社会的勢力を除外すること。